

第3回検討委員会資料

「検討5」 投票請求の制限期間

平成26年10月3日
那珂市住民投票条例検討委員会

1

再請求・発議の制限期間 《概要》

- 法律に基づく住民投票には、制限期間についての規定はない。
- 住民投票条例においては、「投票結果の告示の日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、請求及び発議をすることができない」と定めている自治体が多い。
- このことについては、次の理由が考えられる。
 - ・明らかになった住民の意思は、よほどの状況の変化がない限り短期間で変化することは考えにくいこと。
 - ・実施にあたっては多くの労力と費用が必要となるため、短期間に住民投票が繰り返されると、自治体の財政に過大な負担が生じること。
 - ・住民投票の結果は尊重されるべきものであり、短期間に行われる再請求は、投票結果を否定するものであること。
- なお、同一・同旨の内容ということを、誰がどのように判断するかの基準も必要となってくるので、規定にあたっては十分な議論が必要である。
- 「2年」という期間については、議会議員選挙や首長選挙が4年ごとに行われることから、中間となる2年を経過すれば選挙の争点にもなりうる点を考慮し、設定がされているものと考えられる。

2

検討5」投票請求の制限期間

◆ 論点 → 議論 → 結論

- ① 「同一事案について投票請求の制限期間」を規定しない
- ② 「同一事案について投票請求の制限期間を設ける」という規定をする

3

<< 参考 >>

①	「同一事案について投票請求の制限期間」を規定しない … 3自治体 (川口市)(川崎市)(豊中市)
②	「同一事案について投票請求の制限期間を設ける」という規定をする … 49自治体
●	「1年」 … 3自治体 (木曾町)(名張市)(日吉津村)
●	「2年」 … 45自治体 (芦別市・遠軽町・北広島市・美幌町・増毛町・稚内市)(奥州市・滝沢市・西和賀町・宮古市)(桐生市)(上里町・坂戸市・白岡市・鳩山町・富士見市・美里町・八潮市)(我孫子市・銚子市・野田市)(厚木市・逗子市・大和市)(上越市)(宝達志水町・羽咋市・輪島市)(小諸市)(多治見市)(南伊豆町)(高浜市・日進市)(草津市・野洲市)(岸和田市)(篠山市)(北栄町)(大竹市・広島市)(山陽小野田市・防府市)(四国中央市)(東洋町)(嘉麻市)
●	「3年」 … 1自治体 (臼杵市)

4

※ 那珂市と人口が同レベルの9自治体の場合

②	「同一事案について投票請求の制限期間を設ける」という規定をする
●	「1年」・・・なし
●	「2年」・・・9自治体 (北広島市)(滝沢市・宮古市)(白岡市)(銚子市)(逗子市)(高浜市)(野洲市) (山陽小野田市)

● (北広島市)
(制限期間)

第14条 第4条第6項の規定にかかわらず、市民投票が実施された場合において、その結果が告示されてから2年を経過するまでの間は、当該市民投票の事項と同一の事項について市民投票を実施することができない。

「解説」

- ・市民投票の結果は、単なる多数意見が形成されたものではなく、多くの市民の労力、時間、費用を費やした上での市民の総意として示されたものであることから、投票の結果には、一定の効力期間を定める必要があります。また、議会や市長が尊重義務を果たすためにも一定の検討期間が必要であることから、同旨の請求の再発議の禁止期間を2年と定めています。

● (滝沢市)
(再請求の制限期間)

第25条 この条例による住民投票が実施されたときは、その結果が告示された日から2年を経過するまでの間は、同一の事項又は同旨の事項について第4条第1項から第3項までの規定による請求又は発議をすることができない。

5

● (宮古市)
(請求の制限期間)

第14条 この条例による住民投票が実施された場合には、その投票結果等の告示の日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項において、自治基本条例第21条第1項から第3項までの規定による住民投票の実施の請求又は提案を行うことができない。

「説明」

- ・同一事項についての請求の制限期間について、住民投票の成立要件と同様に自治基本条例では特に定めていません。ただ、ある事項について住民投票で否決され、時間を経ずに同一の事項について再度住民投票を実施するという事は、市政の安定や行政コストの面から必ずしも適切ではありません。そこで、同一事項の請求の制限期間を設けることとし、その期間は2年間としています。

● (白岡市)
(再請求等の制限期間)

第21条 この条例による住民投票が実施された場合には、第18条第3項の規定による告示の日の翌日から起算して2年を経過するまでの間は、当該投票に付された事項と同一の事項又は同趣旨の事項について、市民請求、議会請求又は市長発議を行うことはできない。

● (銚子市)
(実施の請求の制限期間)

第9条 この条例に基づき住民投票が実施された場合は、第34条の規定による告示の日から2年を経過するまでの間は、当該住民投票を実施した投票事項と同一又は同旨のものについて、市民請求をすることができない。

6

●(白岡市)

(再請求等の制限期間)

第21条 この条例による住民投票が実施された場合には、第18条第3項の規定による告示の日の翌日から起算して2年が経過するまでの間は、当該投票に付された事項と同一の事項又は同趣旨の事項について、市民請求、議会請求又は市長発議を行うことはできない。

●(逗子市)

(市民請求等の制限期間)

第16条 この条例による住民投票が実施された場合(第13条の規定により住民投票が成立しなかった場合を除く。)には、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について市民請求等を行うことができないものとする。

●(高浜市)

(市民請求等の制限期間)

第26条 この条例による住民投票が実施された場合(第23条第1項の規定により住民投票が成立しなかった場合を除く。)には、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について市民請求等を行うことができないものとする。

●(野洲市)

(再請求の制限期間)

第21条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について第4条第1項、第2項、第3項及び第5項の規定による請求を行うことができないものとする。

●(山陽小野田市)

(請求等の制限期間)

第16条 この条例による住民投票が実施された場合は、第14条の規定による告示の日から起算して2年を経過するまでの間は、当該事項と同一の事項又は同旨の事項について請求等を行うことができない。

7

※ 他自治体の場合

①「同一事案について投票請求の制限期間」を規定しない

●(豊中市)

「考え方」

法律に定められた住民投票には制限が設けられていないことや、署名収集のハードルが高いため再請求は事実上困難であること、また、社会情勢が変化することも考えられることから、制限期間は設けないこととします。

8

② 「投票請求の制限期間を設ける」という規定をする

※ 「1年」 . . . (木曾町) (名張市) (日吉津村)

● (木曾町)

(再請求等の制限期間)

第23条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから1年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について住民請求、議会請求及び町長発議を行うことができない。

● (名張市)

(再請求等の制限期間)

第21条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから1年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について第4条の規定による投票を実施することができないものとする。

● (日吉津村)

(再請求等の制限期間)

第23条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから1年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について第4条の規定による住民投票の実施については、これを請求及び発議を行うことはできないものとする。

9

※ 「2年」

● (芦別市)

(住民投票の請求の制限期間)

第13条 住民投票の実施の請求は、前条の規定による告示がされた日から2年を経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案についてこれを行うことができない。

「理由」

- ・住民投票の状況や条件によほどの変化がない限り、いったん示された「住民の総意」が大きく変わるといふことは考えにくい。
- ・住民投票の結果は尊重されるべきものであり、短期間に行われる再請求は投票結果を否定するものと考えられるため。

● (八潮市)

(再請求等の制限期間)

第21条 この条例による住民投票が実施された場合には、前項第1項の規定による告示がされた日の翌日から起算して2年を経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案につ入れ住民請求、議会請求及び市長発議を行うことができない。

「説明」

- ・住民投票を実施した場合、よほどの状況の変化がない限り短期間で住民の総意が変化することは考えにくいですが、短期間で住民投票が繰り返されると市の財政に過大の負担が生じることとなります。一方、同一事案について再度の住民投票を認めないとすると、その後の社会情勢の変化に対応できないことにもなります。結果の安定を図りながら社会情勢の変化にも対応できるようにするため、制限期間を設けています。その期間については、市議会議員・市長の選挙が4年ごとに行われるため、少なくとも2年を経過すれば選挙の争点になりうる点を考慮しました。

10

●（厚木市）

（請求等の制限期間）

第19条 住民投票が実施された場合は、前条の規定により投票の結果が告示された日から2年が経過するまでの間は、当該住民投票に付した事項と同一又は同旨の事項について、第5条の規定による住民投票の請求又は市長提案を行うことはできない。

「解説」

- ・住民投票の結果は、市民も含め、議会や市長も尊重しなければなりません。短期間に行われる再請求は、投票結果を否定するものと考えられます。こうしたことを踏まえ、住民投票制度の適切な運用を図るため、住民投票の結果が告示された場合は、同一の事案などについて、再度住民投票の実施請求を行うことができない期間を定めたものです。
- ・制限期間を設けない場合、投票結果によっては、その結果に反対する請求等が繰り返し行われることが懸念されます。また、住民投票を実施した場合、余程の状況や条件に変化がない限り、一旦示された「市民の総意」が大きく変わるということは考えにくいものです。
- ・一方、同一事案について再度の住民投票を認めないとすると、その後の社会情勢の変化に対応できないことにもなります。
- ・このようなことから、住民投票で示された結果について、その安定を図りながら社会情勢の変化にも対応できるようにするため、制限期間を設けたものです。
- ・この期間を1年あるいは3年とすることなども考えられますが、投票結果を尊重しなければならないことから1年では短く、状況の変化にも対応することを考慮すると3年では長いと考えています。

11

●（大和市）

（再請求等の制限期間）

第20条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について住民請求、議会請求及び市長発議を行うことはできない。

解説

- ・住民投票した場合、よほどの状況の変化がない限り短期間で住民の総意が変化することは考えにくいことです。また、短期間に住民投票が繰り返されると市の財政に過大な負担が生じます。一方で、同一の事案について再度の投票を認めないとすると、その後の社会情勢の変化に対応できないこととなります。結果の安定を図りながら社会情勢の変化にも対応できるようにするためには、2年程度の制限期間を設けることが適当と考えます。

●（上越市）

（請求等の制限期間）

第14条 市民は、市民投票に付された事項と同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、当該市民投票に付された事項に係る市民投票の開票結果の告示の日から2年を経過する日までの間は、請求等を行うことができない。

「解釈」

- ・請求の制限期間を設けたのは、同一の事案について何度でも請求することができるとした場合、開票結果が出た後、すぐにその開票結果に反対する請求等が行われることが懸念されるためである。
- ・制限期間を2年間としたのは、市長選挙や市議会議員選挙が4年ごとに行われるため、少なくとも2年経過すれば選挙の争点になりうる点を考慮したものである。

12

●（草津市）

（再請求の制限期間）

第22条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事項または当該事項と同旨の事項について第3条第1項の規定による請求を行うことができないものとする。

「解説」

- ・住民投票が実施された際の結果に関し、ある程度の時間の経過による社会の変化がなければ、住民の意思は変わらないと考えられることから、同一事項および同旨の事項に対する再投票については、以下の理由で、時間的な制限を設けるべきであるとしています。
- ① 住民投票の対象となった事項に関し、状況や条件によほどの変化が生じない限り、一旦示された「住民の総意」が大きく変わるといことは考えにくいこと。
- ② 住民投票の結果は尊重されるべきものであり、短期間に行われる再請求は住民の総意を否定するものと考えられること。
- ③ 住民投票の実施に当たっては、多くの労力と費用が必要となるため、短期間に住民投票が繰り返されると過大な財政的負担が生じてしまうこと。
- ④ 議会や市長が投票結果に対する尊重義務を果たすためには、事項について熟慮し検討する時間が必要であること。
- ・住民投票の実施後に、大きな社会状況の変化により、比較的短期間で住民の意向が変化する場合があります。しかし、住民投票は間接民主制を補完するものであり、議会や市長が、住民投票の結果も踏まえ、住民の意向を確認しながら、そうした状況の変化に対応することが基本であり、直ちに住民投票を行う必要が生じるものではないと考えます。
- ・一方で、同一の事案について再度の投票を認めないとすると、その後の社会情勢の変化に対応できないこととなります。
- ・以上から、投票結果の安定化を図りつつ、社会情勢の変化にも対応できるようにするために、議会の議員や市長の選挙が4年ごとに行われることから、少なくとも2年経過すれば選挙の争点になりうるという点を考慮し、住民投票の再投票の制限期間を2年間としています。

13

●（岸和田市）

（再請求の制限期間）

第18条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について第4条第1項の規定による請求を行うことができないものとする。

「解説」

- ・住民投票の実施にあたっては多くの労力と費用が必要となるため、短期間に住民投票が繰り返されると岸和田市の財政に過大な負担が生じます。
- ・住民投票のよほどの状況や条件に変化がないかぎり、いったん示された「市民の総意」が大きく変わるといことは考えにくいものです。
- ・住民投票の結果は尊重されるべきものであり、短期間に行われる再請求は投票結果を否定するものと考えられます。
- ・初回の請求に関係したもので、新たに重大な事柄（例えば、新法の制定や凶悪事件等）が発生すると、そのことによって市民の意向が変化する場合がありますが、間接民主制をとるわが国の地方自治においては、新たな局面を迎えた場合には、議会や市長が初回の住民投票の結果も含めた住民の意向を汲み取りつつ対応するのが基本であり、短絡的に住民投票という手段を用いるものではありません。
- ・しかし、近年の社会変化による環境問題や個人情報問題等に見られるように、比較的短期間で住民の意向が変化することも考えられます。
- ・したがって、間接民主制の原則と初回住民投票の結果を尊重し、制限期間を2年とすることが妥当であると考えます。

14

●(嘉麻市)

(住民請求等の制限期間)

第23条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示された日から2年間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について、住民請求、議員発議又は自治基本条例第32条第1項に規定する市長発行うことができない。

「解説」

- ・ 請求の制限期間を設けたのは、同一の事案について何度でも請求することができるとした場合、投票結果によっては、その結果に反対する請求等が行われることが懸念されるためです。